

労基みえ

第212号 令和8年7月1日発行

発行人 一般社団法人三重労働基準協会連合会
津市東丸之内33-1 津フェニックスビル7階

TEL (059) 227-1051
FAX (059) 227-1739

URL <https://www.mierouki.or.jp>
E-mail:roukimie@mierouki.or.jp



紫陽花(津市)

令和8年度 全国安全週間を迎えて



三重労働局長

渡辺 聡

一般社団法人三重労働基準協会連合会並びに各地区労働基準協会の皆様方におかれましては、日頃から労働行政の推進につきまして、格別の御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年も6月を準備期間として、7月1日から7日まで全国安全週間が実施されます。

全国安全週間は、「人命尊重」を基本理念に、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進し、安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として、長年にわたり継続して実施されてきた取組です。

この間、労使が協調して労働災害防止対策に取り組まれてきた結果、令和7年の三重県内における労働災害による死亡者数は、対前年比8人減少し、過去最少の7人となりました。

一方、休業4日以上の死傷者数は、対前年比6人増の2,349人となり、5年連続の増加となっています。令和3年以降、死傷者数は増加傾向が続いており、労働災害防止に向けた取組の一層の強化が求められます。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛など、作業行動に起因する死傷災害は依然として増加傾向にあります。

また、令和7年に発生した死亡災害を見ると、墜落・転落に限らず、物の崩壊・倒壊、交通事故、激突されなど、様々な種類の災害が発生しています。

このため、作業内容や職場環境等に応じた的確な労働災害防止対策を講じることが不可欠となっています。

このような状況の下、計画年次4年目となる「第14次労働災害防止計画」（令和5年度～令和9年度）に基づき、労使一丸となった取組が重要です。

そこで、令和8年度は

『多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場』

のスローガンの下、全国安全週間の趣旨を踏まえた取組を推進します。

三重労働局では、「三重労働局第14次労働災害防止計画」を着実に推進するとともに、死亡災害ゼロ及び死傷災害2,000人未満の達成を目標とする「令和8年死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」を標語である「あせるな いそぐな おこたるな」を掲げて展開しています。

会員の皆様方におかれましては、本週間を契機として、労働災害防止活動の重要性を改めてご認識いただき、多様な人材が参加した安全で安心な職場づくりに、より一層取り組まれますようお願い申し上げます。

令和8年度(第99回) 全国安全週間



期間:7月1日~7日(準備期間 6月1日~6月30日)

全国安全週間は、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として実施しています。

本年度は、

『多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場』

のローガンの下、実施されます。

事業者、労働者はもちろん、作業に従事するすべての人が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、一丸となって労働災害防止に取り組むことが求められるところです。

全国安全週間を契機に、職場における労働災害防止活動の重要性を再確認し、多様な人材が全員参加して安全な職場作りを進めていきましょう。

- 【主唱者】厚生労働省、中央労働災害防止協会
- 【協賛者】建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会
- 【協力者】関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体
- 【実施者】各事業場

○【実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項】

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

○【実施者が継続的に実施する事項】

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
- (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策
- (3) 業種横断的な労働災害防止対策

※「全国安全週間実施要綱」はこちらから

検索

全国安全週間実施要綱

三重県内の労働災害発生状況

	死亡者数			休業4日以上之死傷者数			製造業 内訳	死亡者数			休業4日以上之死傷者数				
	令和 7年 6月12日速報	令和 8年	対前 年比	令和 7年 5月末	令和 8年	対前 年比		令和 7年 6月12日速報	令和 8年	対前 年比	令和 7年 5月末	令和 8年	対前 年比		
全産業	1	4	+300%	764	757	-7	-0.9%	食料品	0	0	±0%	47	49	+2	+4.2%
製造業	0	1	-	195	202	+7	+3.6%	木材・木製品	0	0	±0%	5	5	±0	±0%
建設業	1	2	+100%	71	73	+2	+2.8%	化学工業	0	0	±0%	29	22	-7	-24.1%
運輸業	0	0	±0%	105	103	-2	-1.9%	窯業土石製品	0	0	±0%	14	9	-5	-35.7%
林業	0	0	±0%	13	5	-8	-61.5%	金属製品	0	0	±0%	20	26	+6	+30.0%
小売業	0	0	±0%	141	133	-8	-5.7%	一般機械	0	0	±0%	15	13	-2	-13.3%
保健衛生業	0	0	±0%	99	96	-3	-3.0%	電気機械器具	0	0	±0%	10	19	+9	+90.0%
その他の産業	0	1	-	140	145	+5	+3.6%	輸送用機械	0	0	±0%	20	27	+7	+35.0%
								その他の製造業	0	1	-	35	32	-3	-8.5%

資料出所：三重労働局「死亡災害速報」及び「労働者死傷病報告」
(新型コロナウイルス感染症を除く)



令和8年度 墜落災害防止強調月間

あせるな

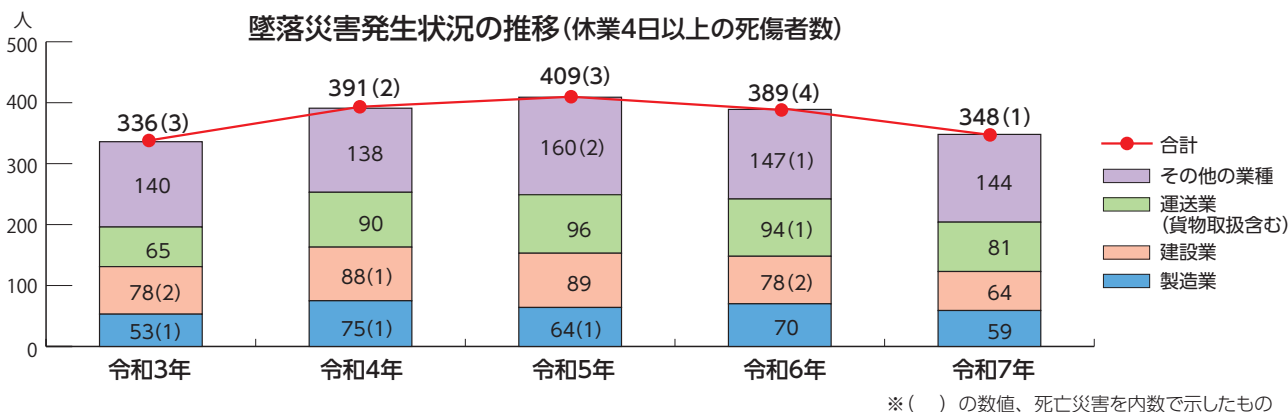
いそぐな

おこたるな

「墜落・転落」による労働災害は、建設業に関わらず、運輸業のほか、様々業種で多発し、他の労働災害に比べて被災による重篤度が高くなっています。

三重労働局・各労働基準監督署では、7月と12月を「墜落災害防止強調月間」と定め、墜落災害防止の取組を推進しています。

作業に応じた「墜落によるリスクの低減措置」を図りましょう。



1 足場、屋根等からの墜落・転落災害の防止

足場からの墜落災害は、墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しています。

2 はしご、脚立や階段からの墜落・転落災害の防止

はしご、脚立や階段における災害は、移動中の足の滑り・踏み外しにより発生しています。

その他、はしご脚部の滑り、脚立上においてバランスを崩すことによる災害も発生しています。過去の災害事例を見ますと死亡災害も発生しています。

はしごや脚立の使用の前に、床面の広いローリングタワー(移動式足場)や作業台等の使用を検討しましょう。

3 荷役作業時における墜落・転落災害の防止

荷役作業における墜落災害は、荷台作業中の足の滑り、つまずき、体勢を崩すことや、降車時のステップの踏み外し等により発生しています。その他、荷の固定中に固定具が外れた反動で墜落する災害も発生しています。

令和6年、令和7年に発生した墜落による死亡災害事例

業 種	被災者の職種・年齢	発生時期	災害発生状況
道路貨物運送業	運転者・50代	令和6年1月	被災者は、地上約3mのトラック荷台上で荷積み作業中、荷台上から地面に墜落した。
ビルメンテナンス業	清掃員・70代	令和6年4月	被災者は、ハンディ型の掃除機を使用し階段の清掃作業中、階段を転落した。
その他の建設業	はつり工・40代 はつり工・30代	令和6年4月	被災者らは、足場の作業床上で作業中、作業によって生じた堆積物により作業床が崩壊し、底部まで墜落したものの。
小売業	販売員50代	令和7年6月	作業者が行方不明となり、その後事業場外部の用水路の溝に倒れているところを発見された。

熱中症を防ぎましょう!

STOP!熱中症 クールワークキャンペーン
取組期間:5月1日~9月30日

三重県内における職場での熱中症による死傷者数は、令和 6 年に 27 人となり高い水準となりましたが、令和 7 年は 23 人と 4 人減少しました。しかしながら、依然として多くの死傷者が発生している状況であり、引き続き警戒が必要です。三重労働局では、労働災害防止団体との連携のもと、職場における熱中症の予防のため「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を展開しています。

【令和8年度重点】

- 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること
- 熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係者への周知」を行うこと
- 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者への医師等の意見を踏まえた配慮

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に沿って以下の措置を講じましょう。

1 労働衛生管理体制の確立

- ・衛生委員会等を活用し労働者の理解と協力を得る
- ・各種管理者等の選任と役割
衛生管理者等を中心に熱中症予防対策を検討
- ・作業手順・作業計画の策定
- ・報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知

2 作業環境管理

- ・WBGTの低減
発熱体との間に遮へい物の設置する等
- ・休憩場所の整備等
休憩設備は、作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましいこと

3 作業管理

- ・作業時間の短縮等
作業の休止時間や休憩時間の管理
- ・暑熱順化
計画的に暑熱順化期間を設けること
- ・ブレイキング
作業開始前に深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制すること
- ・水分および塩分の摂取
作業前後および作業中の定期的な摂取を行うこと
- ・服装による身体冷却
透湿性・通気性の良い服、冷却機能を有する服を着用すること
- ・作業中の巡視
高温多湿作業場所では頻繁に健康状態を確認すること

4 健康管理

- ・健康診断結果に基づく対応
- ・日常の健康管理・休憩場所の整備等
休憩設備は、作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましいこと。

5 労働衛生教育

- ・簡易な教材でも繰り返し参照することが望ましいこと。
- ・熱中症予防管理者、職長等向け教育、作業従事者向け教育をそれぞれ実施すること。

6 異常時の措置

- ・熱中症が疑われる症状が現れた場合は、直ちに作業を離れ、涼しい場所で身体を冷やし、水分・塩分の摂取等の救急処置を行うこと。

7 その他

- ・いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者も対象となること
- ・注文者や作業場所管理事業者による配慮 ・労働者と異なる場所で就業する個人事業者等への配慮

学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!

職場における熱中症予防情報
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド



労働保険の手続きは電子申請をご利用ください

労働保険に関する申請や届出は、書面での手続きではなく「電子申請」をご利用いただくことでインターネットを経由して『カンタン・便利に』手続きできます。

「e-Gov」サイトにアクセスし、24時間いつでも申請や届出ができます。

- 労働保険の電子申請手続きは「e-Gov」(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)を行うことができます。

電子申請手続e-Gov



- 労働保険関係手続（一部手続を除く）は、GビズIDを利用して手続きすることができます。

- 電子申請未利用事業アドバイザーが、無料で初期設定の不安や不明点を解消します！

- 厚生労働省HP「労働保険関係手続の電子申請について」をご覧ください。

- ・電子申請未利用事業アドバイザー事業
- ・労働保険の電子申請説明動画
- ・労働保険関係手続の電子申請にかかる基本的な流れなどを掲載しています。

労働保険関係手続の電子申請について



労働保険電子申請
イメージキャラクター
ペパレス執事

労働保険の電子申請が義務付けられている特定法人^(※1)は、労働保険年度更新申告書の提出を電子申請で行うことが義務化されています。対象となる事業主に対しては、今年度（令和8年度）の年度更新から申告書を送付していません。電子申請にて申告してください。

- (※1)
- ・資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
 - ・相互会社（保険業法）
 - ・投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
 - ・特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

労働保険（労災保険・雇用保険）の令和7年度確定保険料と令和8年度概算保険料の申告・納付は、**令和8年7月10日（金）**までとなっております。

申告・納付がお済みでない場合は速やかに手続きをお願いいたします。

HelloWork News

医療

介護

保育



採用を
ハローワークが
ささえます

登録
無料

相談
無料

STEP1

事業所訪問



ハローワーク職員が事業所を訪問し、課題や採用ニーズを丁寧にお伺いします。

STEP2

サポート開始



ニーズを踏まえてサポート内容を提案します。

STEP3

採用実現



地域の医療・福祉サービスの提供体制を守ります。

詳しい内容は裏面またはお近くのハローワークまで

ハローワークによる採用サポートメニュー

求人のオンライン公開

月間約8,500万件のアクセスを誇るオンラインサービスである「ハローワークインターネットサービス」上に求人を公開できます。社内の様子を伝える画像やホームページのリンクも登録いただけます。

急募求人への迅速対応

急募求人※については、就職面接会などのイベントを早期開催、有資格者等の求職者への迅速な情報提供、各センターと協力した充足支援を行います。迅速な採用が必要な場合は、管轄のハローワークにご相談ください。

※「急募求人」とは、配置基準を満たすために迅速な対応が求められる求人を指します。

求人充足コンサルティング

求人条件や求人票の記載内容を見直し、魅力的かつ応募しやすい求人票となるような記載を提案します。

求職者への応募勧奨

求職者に求人情報を提供します。訪問時にいただいた詳細な情報を活用して、求職者への応募勧奨を行います。

イベントの開催

採用機会を増やすため、就職面接会、事業所見学会等を開催します。

就職面接会

ハローワーク内のブース・大規模会場など、様々な会場で開催しています。求職者と直接接することができます。

事業所見学会

事業所を見学し実際の雰囲気を知ることでミスマッチを防ぐこと等のメリットがあります。

さまざまな連携

ナースセンター、福祉人材センター、保育士・保育所支援センターと求人充足に向けて協力して支援を行います。



よくあるご質問

Q ハローワークのサポートを受けたい場合はどうしたらいいですか。

A まずは、お近くのハローワークにご連絡ください。

Q ハローワークに求人を出したい場合はどうしたらいいですか。

A ハローワークインターネットサービスを利用したオンライン登録が可能です。

ハローワーク
所在地



ハローワーク
インターネット
サービス



ハローワーク
インターネットサービス
操作ガイドブック

※求人者マイページ



事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています



支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R8.4)

雇用を維持する事業主のみなさまへ

雇用調整助成金のご案内

景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業や教育訓練等を行って労働者の雇用の維持を図る場合に休業手当、教育訓練・出向中の賃金の一部を助成します



詳細は雇用調整助成金ガイドブックをご確認ください

主な支給要件

雇用保険適用事業所が雇用保険被保険者に対して実施する休業
最近3か月の生産量等の生産指標が前年同期と比べて10%以上減少
最近3か月の雇用保険被保険者数等の月平均値が前年同期と比べ、一定規模以上増加していない
実施する休業等が労使協定に基づいた休業等の実施

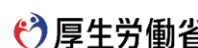
休業手当、教育訓練・出向中の賃金に対する助成率、助成額

	中小企業	大企業	教育訓練実施時加算
休業手当、教育訓練・出向中の賃金に対して	2/3	1/2	+ 1,200円
支給日数30日経過後の次の申請分から休業・教育訓練のうち教育訓練実施率が			
10%未満	1/2	1/4	+ 1,200円
20%未満	2/3	1/2	+ 1,800円

※支給日数は助成対象となる休業等延日数を雇用保険被保険者数で除した値

※支給日数の上限は1年100日、3年150日

※助成率に関わらず対象労働者1人あたり日額8,870円が上限(令和7年8月1日現在)



労働者・事業主の皆さまへ

厚生労働省

パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります

(令和8年10月1日施行)

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、
「同一労働同一賃金」に関する施行規則と告示が改正されました。

1 雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されます！ 【パート・有期法施行規則】

パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項として、現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります（違反した者は10万円以下の過料に処されます）。

<input type="checkbox"/> 昇給の有無 <input type="checkbox"/> 退職手当の有無 <input type="checkbox"/> 賞与の有無 <input type="checkbox"/> 相談窓口 <input type="checkbox"/> 待遇の相違等に関する説明を求めることができる旨	}	現行の 明示事項
<input type="checkbox"/> 待遇の相違等に関する説明を求めることができる旨	}	新たな 明示事項

改正後の
モデル労働条件
通知書はこちら

[https://www.mhlw.go.jp/
content/
11650000/000815925.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000815925.pdf)



2 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！ 【告示】

パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、待遇（基本給や各種手当、福利厚生など）について不合理な差を設けることを禁止しています（いわゆる「同一労働同一賃金」）。

「同一労働同一賃金ガイドライン」は、どのような待遇差が不合理なのかについて、考え方や具体例などを示したものです。

今般、ガイドラインに新たに追加された内容は、下記のとおりです

改正後の
ガイドラインについて
詳しくはこちら



〈新たに追加された内容〉

・賞与（記載の充実）	・家族手当（新規追加）	・病気休職（記載の充実）
・退職手当（新規追加）	・住宅手当（新規追加）	・夏季冬季休暇（新規追加）
・無事故手当（新規追加）	・福利厚生施設（記載の充実）	・褒賞（新規追加）



PICK UP!

自社の状況が
ガイドライン等の内容
に沿ったものになって
いるか確認して
みましょう。

〈賞与・退職手当〉

- 賞与・退職手当の目的には、労務の対価の後払い、功労報償等の様々な目的が含まれます。
- これらの目的が妥当するにもかかわらず、パートタイム・有期雇用労働者に対し、正社員との間の職務の内容等の違いに応じた均衡のとれた内容を支給しない場合、不合理と認められる可能性があります。

〈住宅手当〉

- 住宅手当が「転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給されるもの」である場合、正社員と同一の転居を伴う配置の変更があるパートタイム・有期雇用労働者には、正社員と同一の住宅手当を支給しなければなりません。

〈夏季冬季休暇〉

- パートタイム・有期雇用労働者にも、正社員と同一の夏季冬季休暇を付与しなければなりません。

3 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！ 【告示（雇用管理指針）】

パートタイム・有期雇用労働法では、正社員とパート・有期雇用労働者との間で待遇差がある場合、事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求めがあれば、①待遇差の内容や理由、②法第6条から第13条までの措置を講じるに当たって考慮した事項を説明しなければなりません。説明に当たっては、次の点に留意しましょう。



- 「資料を活用し、口頭により説明する方法」または「説明すべき事項を全て記載した分かりやすい内容の資料を交付する等の方法」のいずれかにより説明しましょう。
- 「資料を活用し、口頭により説明する方法」による場合には、説明に活用した資料等を交付することが望ましいです。
- 資料を交付することが困難な場合であっても、事後に求めがあったときは当該資料を閲覧させる等の工夫をするよう努めましょう。



その他の改正内容や上記の内容の詳細については同一労働同一賃金特集ページへ



就業規則の整備等の労務管理に
関するお問い合わせは
働き方改革推進支援センターへ



同一労働同一賃金に関するお問い合わせは
三重労働局雇用環境・均等室へ

〒514-8524 津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎2階
☎059-226-2318 受付時間 8:30~17:15(土日・祝日・年末年始を除く)

労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から 電子申請ができます

ポイント1 内容の異なる協定等の一括届出機能

e-Gov電子申請では、協定等の内容が本社と異なる場合、事業場の数だけ別々に届出作業を行う必要がありますが、このポータルサイトを使えば、協定等の内容が同一の事業場ごとにまとめて届出作業を行うことができ、また、作成した数種類の内容の異なる届出を一括して届け出すことができます。

ポイント2 本社一括届出のCSVファイル自動作成機能

e-Gov電子申請では、本社一括届出を行う際は「対象事業場一覧作成ツール」を用いて作成したCSVファイルを添付いただく必要がありますが、このポータルサイトを使えば、ポータルサイト上で入力した内容をもとに自動的にCSVファイルが作成・添付されます。

ポイント3 届出先の労働基準監督署の自動選択機能

e-Gov電子申請では、事業場の所轄労働基準監督署を検索して、届出先を確認する必要がありましたが、このポータルサイトを使えば、事業場の所在地情報を入力するだけで、所轄労働基準監督署が自動選択されますので、届出先誤りを防止することができます。

ポイント4 次回届出時のリマインド・複写機能

36協定届と1年変形届については、協定の有効期間が満了する30日前に、登録されたメールアドレスあてにリマインドメールを送信します。また、e-Gov電子申請では、次回届出時には一から届出作業を行う必要がありますが、このポータルサイトを使えば、前回届出時の内容を複写して初期表示し、変更点のみ修正して届け出すことができます。

具体的な使い方は、ウェブサイトに掲載の利用案内をご確認ください

https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support_1.html



法令制度に関するお問い合わせは、三重労働局監督課(059-226-2106)
または最寄りの労働基準監督署までお願いします。

連合会活動日誌

(令和8年4月～6月)

◆4月20日 監事による令和7年度事業の業務・会計監査を実施

令和7年度決算の完了等に伴い監査が実施されました。

◆4月23日 令和8年度安全衛生セミナー(衛生管理者の集い)を開催

津フェニックスビル6階講習会場において、80名の参加者を得て盛会裏に終了いたしました。

◆4月24日 令和8年度第1回労働災害防止等関係団体会議に出席

三重労働局が主催し県内災防団体等をメンバーとする同会議に専務理事・事務局長が出席し、三重県産業安全衛生大会等について共催団体間の打ち合わせを行いました。

◆4月30日 中部安全衛生技術センターとの連絡会議に出席

本年10月4日に三重県総合文化センターで行われる、労働安全衛生法に基づく免許試験(三重地区特別出張試験)の実施に向けて、同センターと当連合会を始めとする協力団体等との連絡会議に出席しました。

◆4月30日 地区労働基準協会との業務連絡会議を開催

地区労働基準協会との業務連絡会議を開催し、共催事業である三重県産業安全衛生大会など連合会事業について説明するとともに、ご意見をいただきました。

◆5月7日 令和8年度第1回通常理事会を開催

令和8年度定時総会への提出議題、令和7年度公益目的支出計画実施報告書等を議題として通常理事会を開催しました。

◆5月15日～22日 各地区労働基準協会総会に出席

15日から22日にかけて、各地区労働基準協会の総会が行われ、事務局が会長代理として出席しました。

◆5月26日 令和8年度定時総会・令和8年度第2回通常理事会を開催～新役員を選出

全会員出席のもと、令和8年度定時総会が開催され、令和7年度事業報告・決算報告が原案どおり承認されるとともに、令和8年度事業計画・収支予算を報告しました。また、理事・監事の改選について審議し、新役員を決定しました。令和8年度の役員は次の皆様方になります。

山崎 計(新代表理事・会長)	川瀬将昭(新理事・副会長)
山崎長徳(理事・副会長)	田端英明(理事・副会長)
山本重雄(理事)	高野正徳(理事)
黄瀬 稔(理事)	浜田吉司(理事)
小谷久浩(理事)	益満 亮(理事)
河原秀年(新理事)	森 輝重(専務理事)
渡邊一陽(監事)	廣田 裕(監事)

連合会からのお知らせ

「令和8年度安全衛生セミナー(衛生管理者の集い)」(令和8年4月23日(木)13:00~17:00) ありがとうございました。多数のご参加をいただき、盛会裏に終了いたしました。

・ (講演)
「化学物質の自律的管理の取り組み
～胆管がん問題を教訓に～」
(株) SANYO-CYP



・ (講演)
「化学物質のばく露を見える化する」
(中央労働災害防止協会)



・ (講演)
「日東電工(株)豊橋事業所における
安全衛生管理に関して」
(日東電工(株))

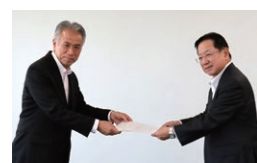


・ (質疑応答の様子)



**「熱中症予防に関する安全衛生活動の徹底について」
三重労働局渡辺局長から連合会山崎会長に協力要請がありました**

要請内容につきましては、連合会ホームページをご覧ください。



講習会(養成講習、特別教育、研修等)予定

種 別	実施月日	会 場	受講費用
衛生推進者養成講習	7月31日	津フェニックスビル6階講習会場	11,000円
安全管理者選任時研修	8月6日～7日	津フェニックスビル6階講習会場	14,960円
産業用ロボット教示等業務特別教育	7月9日～10日	津フェニックスビル6階講習会場	20,130円
産業用ロボット教示等業務特別教育	9月17日～18日	津フェニックスビル6階講習会場	20,130円
産業用ロボット教示等業務特別教育	10月27日～28日	津フェニックスビル6階講習会場	20,130円
産業用ロボット業務特別教育(検査・教示)	7月15日～17日	NDSソリューション(四日市)	35,750円
化学物質管理者講習(製造)	7月28日～29日	津フェニックスビル6階講習会場	29,040円
化学物質管理者講習(取扱)	7月30日	鈴鹿地域職業訓練センター	17,160円
化学物質管理者講習(取扱)	9月15日	津フェニックスビル6階講習会場	17,160円
保護具着用管理責任者教育	7月31日	鈴鹿地域職業訓練センター	19,800円
保護具着用管理責任者教育	8月25日	津フェニックスビル6階講習会場	19,800円
保護具着用管理責任者教育	9月16日	津フェニックスビル6階講習会場	19,800円
保護具着用管理責任者教育	10月23日	津フェニックスビル6階講習会場	19,800円
マスクフィットテスト実施者養成研修	10月15日	津フェニックスビル6階講習会場	22,110円
リスクアセスメント実務研修(中災防と協力)	9月11日	津フェニックスビル6階講習会場	31,680円
第1種衛生管理者免許試験受験準備講習	8月26日～28日	津フェニックスビル6階講習会場	23,980円
第1種衛生管理者免許試験受験準備講習	10月7日～9日	津フェニックスビル6階講習会場	23,980円

- 原則として、講習予定日の2か月前の月の初営業日から、当連合会のホームページに募集案内、申込書等をアップ(ダウンロード可能)し、申込みを受け付けます。なお、募集開始以降は、ご希望によりFAXによる案内・申込書の送付もいたします。
- 申込みについては、当連合会ホームページからインターネットやFAXによりお申し込みください。一部の講習会の募集について、受付開始後すぐに満席により受付終了する場合があります。
(FAX申込の方)
入金前に電話にて受付状況を確認願います。受付開始後は回線が混み合います。送信完了後、しばらく経ってからご連絡ください。
(Web申込の方)
自動送信の「講習申込仮予約確認」メール受信を確認のうえ、入金ください。
※受付前及び満席後の入金は返金対応となりますのでご注意ください。受付できない場合は、当連合会より順次ご連絡いたします。
- 受講費用は消費税・テキスト代を含んでいます。消費税・テキスト代が変更された場合には改定することありますのでご了解ください。
- 県内の各地区労働基準協会の会員事業場と一般事業場(非会員)で一部の受講料が異なります。上記受講料は会員事業場向けとなっています。一般事業場(非会員)は、連合会のホームページで受講費用をご確認ください。個人でお申込みの場合は【一般事業場(非会員)】となりますので、ご留意願います。

令和8年7月～10月の講習会(技能講習)予定

当連合会ホームページから「インターネット申込」が便利です。

種 別	実施月日	会 場	受講費用
プレス機械作業主任者技能講習	9月3日～4日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日発行】	14,740円
乾燥設備作業主任者技能講習	9月1日～2日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日発行】	14,850円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	7月7日～8日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日発行】	14,850円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	7月16日～17日	鈴鹿地域職業訓練センター	14,850円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	8月6日～7日	近鉄百貨店四日市店	14,850円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	9月8日～9日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日発行】	14,850円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	10月8日～9日	近鉄百貨店四日市店	14,850円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	10月29日～30日	鈴鹿地域職業訓練センター	14,850円
有機溶剤作業主任者技能講習	7月14日～15日	鈴鹿地域職業訓練センター	14,850円
有機溶剤作業主任者技能講習	7月21日～22日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日発行】	14,850円
有機溶剤作業主任者技能講習	8月4日～5日	近鉄百貨店四日市店	14,850円
有機溶剤作業主任者技能講習	8月18日～19日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日発行】	14,850円
有機溶剤作業主任者技能講習	9月1日～2日	近鉄百貨店四日市店	14,850円
有機溶剤作業主任者技能講習	9月24日～25日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日発行】	14,850円
有機溶剤作業主任者技能講習	10月6日～7日	近鉄百貨店四日市店	14,850円
有機溶剤作業主任者技能講習	10月27日～28日	鈴鹿地域職業訓練センター	14,850円
石綿作業主任者技能講習	8月13日～14日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日発行】	14,190円
石綿作業主任者技能講習	10月13日～14日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日発行】	14,190円
建築物石綿含有建材調査者講習	9月29日～30日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日発行】	49,280円
工作物石綿事前調査者講習	7月2日～3日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日発行】	49,280円
工作物石綿事前調査者講習	9月3日～4日	近鉄百貨店四日市店	49,280円
工作物石綿事前調査者講習	10月29日～30日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日発行】	49,280円
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	7月22日～24日	北勢自動車協会(四日市)	22,110円
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	8月19日～21日	北勢自動車協会(四日市)	22,110円
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	9月9日～11日	北勢自動車協会(四日市)	22,110円
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	10月14日～16日	北勢自動車協会(四日市)	22,110円
ガス溶接技能講習	9月25日～26日	トラック協会尾鷲研修センター 伊藤工作所(尾鷲)	17,930円
ガス溶接技能講習	10月24日～25日	ポリテクセンター三重(四日市)	17,930円
高所作業車運転技能講習	10月20日～21日 22日・23日	津フェニックスビル 中部電力中勢配電訓練所(美里)	免除なし45,320円 1号免除38,830円 2号免除40,920円

養成講習、特別教育等については前頁に記載。